

# 甲府法人会たより



写真上：県内の女性部会の交流会にてフラダンス披露  
写真下：女性部会「日帰り研修」(かいのくにエコパークにて)

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

令和8年4月

第170号

題字 関会長

主な内容

- 巻頭寄稿
- 新春講演会・新年賀詞交歓会
- 源泉部会講習会
- 女性部会・青年部会の活動
- 令和8年度事業計画
- 法律相談
- 税務相談



法人会  
消費税期限内納付  
推進運動



甲府法人会 公式LINE

友だち追加を  
お願いします!

巻頭寄稿

「税の大切さ」  
あらためてお伝えします

今回の『巻頭寄稿』は、当会と同じく中北地区租税教育推進協議会の構成員である「甲府税務署管内納税貯蓄組合連合会」が募集した、『令和7年度 中学生の「税」についての作文』で山梨県内初の「財務大臣賞」を受賞された作品をご紹介します。

財務大臣賞

「ボクは税金  
今日もどこかで…」

甲府市立東中学校

一学年 深澤 昂

僕は、税金の立場や役割をより深く知るために税金視点で考えてみた。

ボクは税金。ボクは時々きらわ

れることもある。「なんでこんな  
に取るんだ」「税金がむだに使わ  
れている」そんな声をきくたび少  
し悲しい気持ちになる。でもボク  
は、毎日みんなを支えている。ボ  
クは「支え合い」のカタチなんだ。  
朝、みんなが登校している。教  
室や先生の給料。実は、その多く  
がボクの力でまかなわれているん  
だ。他にも道の整備、警察や消防  
災害時の復旧や避難所の設置も、  
実はボクが支えているんだ。ボク  
はいろいろな所でたくさんの人々  
を支えているんだよ。でもこんな  
声もある。「税金って、どこに使  
われているかわからない」たしか  
に、見えづらい存在かもしれない。  
でもボクは誰かのために使われて  
いる。一人ひとりが出してくれた  
お金が集まり、多くの人々や暮ら  
しを守る力になっているんだ。  
例えば突然の地震や台風が起き  
たとき。壊れた道路や建物の修復、  
避難所の設営被災者の支援。みん  
なの力が集まったボクだからこ  
そ、すぐに動ける。

ボクは、主に働く人たちから集  
められる。なので、特に社会人か  
らは厳しい目で見られることもあ  
る。けれど、自分の家族や大切な  
人を守るために、ボクが使われて  
いると気づいてもらえるとうれし  
い。  
もちろんボクはかんべきじゃな  
い。むだに使われてしまうことも  
あるし、疑問を持たれることもあ  
る。だからこそどう使われている  
かを知ってほしい。ニュースや選  
挙などを通して、みんなが関心を  
持つてくれるだけでボクはもっと  
よくなる。  
最近では、環境問題や子育て支  
援、少子高齢化への対策にも使わ  
れるようになった。時代とともに  
ボクの役割も変わっていく。未来  
の世代が安心して暮らせるよう  
に、これからもボクは成長し続け  
たいと思っている。  
そして何より、ボクは「信頼」  
で成り立っている。どれだけ集め  
られても、正しく使わなければ意  
味がない。だからこそ、ボクが信

頼される存在であるために、みん  
なの目が必要なんだ。「みんなの  
目」とは、「関心、注目、監視」  
のことを意味しているよ。  
もっと若い世代の人々にも、ボ  
クのことを知ってほしいと思っ  
ている。ボクは大人だけの話ではな  
い。これから社会をつくっていく  
中高生がもっとボクについて考え  
ることが未来を支える力になる。  
ボクは税金。見えにくいけど、  
みんなの生活の中にいつもいる。  
誰もが笑って暮らせるように、ボ  
クは今日もどこかで支えている。  
今、これをよんでいるあなた。  
ボクにどのような感情をいただきま  
したか？これを読んでもう一度税  
金について考え、よりよい税金の  
使われ方、よりよい未来になれば  
うれしい。





賀詞交歓会で新年の挨拶を述べる関会長

また、賀詞交歓会に先立って、山梨県法人会連合会主催の新春講演会が開催されました。

甲府法人会、大月法人会、山梨法人会、諏訪法人会総勢150名を超える出席者の皆様は、情報交換や交流を深めながら、法人会や会員企業の発展を誓い合いました。

1月15日、甲府記念日ホテルにおいて、山梨県法人会連合会と共催の新年賀詞交歓会を開催しました。関会長の年頭の挨拶の後、島

田東京国税局課税第二部長、石寺山梨県副知事、塩澤昭和町長からご祝辞をいただいたほか、甲府法人会管内の首長、経済団体など多数の来賓のご臨席をいただきました。

## 新年賀詞交歓会を開催



参加者をお出迎えする正副会長

オンラインでの同時配信も行い、大井川鐵道株式会社代表取締役社長 鳥塚亮氏に「危機を乗り越える」発想の転換と組織の活性化」と題して講演をいただきました。ローカル線を活かした地域再生に多くの実績を残され、「赤字ローカル線の再生請負人」とも称されている鳥塚氏より、発想力と独創的な着想が大事であることをお話しいただきました。



講演する鳥塚亮氏



乾杯の様子



初級講座 閉講式

令和7年度の「源泉部会講習会」知らないと損する！給与計算実務セミナー」は1月22日に最終講義を行い、昨年6月にスタートした全6回の日程が終了しました。初級講座・上級講座ともに全6回すべてに出席した参加者の皆様に修了証書と記念品を贈呈しました。

令和8年度も引き続き、甲府税務署源泉所得税担当官が主な講師



上級講座 閉講式

を務めて講習会を実施いたします。参加方法は、会場参加とオンライン参加どちらも都合に合わせて受講が可能です。源泉徴収事務が初めての方から、ご経験の長い方まで幅広く受講していただけます。お申し込みをお待ちしております。

お申込みはこちら  
↓



令和7年度

源泉部会講習会を閉講

42名が修了

令和8年度 源泉部会講習会「知らないと損する!源泉所得税のポイント総整理」のご案内

	開催日	開催時間	
第1回	6月11日(木)	初級：午前10時15分～正午	上級：午後1時30分～午後3時15分
第2回	8月27日(木)	初級・上級合同開催：午後1時30分～午後3時15分	
第3回	9月17日(木)	初級：午前10時15分～正午	上級：午後1時30分～午後3時15分
第4回	10月15日(木)	初級：午前10時15分～正午	上級：午後1時30分～午後3時15分
第5回	11月5日(木)	初級・上級合同開催：午後1時30分～午後4時	
第6回	令和9年 1月21日(木)	初級・上級合同開催：午後1時30分～午後3時15分	

【会場】 アピオ甲府タワー館

【講師】 甲府税務署 源泉所得税担当官 他

【受講料】 無料

第二講座は、慶應義塾大学経済学部教授の土井文朗氏による「税と社会保障の一体改革に向けての課題」と題し、2040年を見据えた社会保障の将来見通しや、医療保険制度の特徴と課題などを学びました。



2月16日、甲府法人会館において全国法人会総連合主催の「令和8年税制セミナー」のオンライン配信を聴講しました。甲府法人会の税制委員を中心に9名が受講しました。

第一講座は、財務省大臣官房審議官の中島朗洋氏による「令和8年度税制改正について」でした。物価高への対応（いわゆる「年収の壁」）や、税負担の公平の確保に向けた是正などの内容をお話いただきました。

令和8年

税制セミナー

を聴講

**女性部会**  
**「一般廃棄物最終処分場 かいのくにエコパーク」見学研修会**

女性部会では「食品ロス削減」をテーマに、3月10日、一般廃棄物最終処分場であります「かいのくにエコパーク」へ部会員21名で見学研修をして来ました。

全国でも珍しい県内全域の焼却灰等を対象とした広域処理施設（最終処分場）です。

山梨県内の一般廃棄物の排出量は、年間30万トン以上、この施設も埋立期間20年と管理期間18年、その後は：また次の施設が必要になるのです。

そして浸出水処理施設や処理場事業により影響を受けた動植物の生息環境を復元するため、従来の里山環境をコンセプトにした生物生息空間を設置し、定期的に管理しています。



説明を熱心に聞く参加者

そのような説明を施設の方から聞き、

部会員から『皆さん!!ゴミを減らしましょう!!』という思いを共有しました。

甲府市の家庭から出る一人一日あたりのゴミの重さは551グラムで、減量目標は令和12年までに50グラムの削減と云われています。ゴミの問題は常に重要な課題だと、改めて痛感致しました。

研修後、中央市関原にあります素敵なレストラン「evan eva yamanashi 味」でのランチは部会員のリラックステキな楽しい時間になりました。

勿論、食品ロスなく!全員完食です!

(女性部会交流委員長 岸本敏江)



親交を深めたランチ会

**県連女性部会**  
**連絡協議会及び**  
**交流会に参加**

2月17日、ベルクラシック甲府において県連女性部会連絡協議会および交流会が開催され、甲府法人会女性部会から10名が参加しました。

連絡協議会では、令和8年度の事業計画や全国女性フォーラム埼玉大会への参加が協議されました。

また交流会では、甲府法人会女性部会フラダンスチーム「アロアロ」によるフラダンスを披露しました。毎月2回練習を行い、社会貢献活動の一環として福祉施設等を訪問する活動をしています。



フラダンスの様子

**全国青年の集い山梨大会**  
**報告会・打ち上げ会**

1月15日、甲府記念日ホテルにおいて、昨年11月に開催した「全国青年の集い山梨大会」の報告会および打ち上げ会を行いました。

県内4つの青年部会員のほか、親会役員、大会当日の運営にご協力いただいた女性部会員等総勢70名が参加しました。

大会会長を務めた大木青年部会長と、大会実行委員長を務めた中沢副部会長が大会成功の報告と、関係先への感謝を述べました。

さらに大会当日の写真・映像を視聴し、各部門の担当委員長が大会を振り返った感想を話すなど、大会における一連の作業を締めくくる報告会となりました。



あいさつする大木部会長

令和8年度事業計画

基本方針

1. 「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、「税制改正に関する提言」、会員の研鑽を支援する「研修活動」、地域振興やボランティアなどの「地域社会貢献活動」を大きな3つの柱として活動する。
2. 支部ブロックの活動を強化し、組織力の強化と会員増強に取り組み。
3. 児童・生徒を対象とした租税教育活動の充実を図る。
4. 税務行政の円滑な運営への協力と納税者の利便性向上の観点から、マイナンバー制度の定着とマイナンバーカードの普及促進、e-Tax（国税電子申告・納税システム）eLTAx（地方ポータルシステム）の利用促進に強化して取り組む。
5. (二社)山梨県法人会連合会(以下「県連」という)との連携強化を図る。
6. 公益法人としてのガバナンスの確保、財務基準の達成に取り組む。

主な事業計画

I 公益目的事業

1. 税に関する事業

(1) 税知識の普及・税の啓発活動(公1)

① 新設法人説明会

新たに設立された法人を対象に、税務上必要な申請届出等の手続きや、事

業開始に際しての法人税法上の留意点等について正しい理解を促すことを目的に開催する。

② 決算法人説明会

決算月を迎えた法人を対象に、税制改正事項等決算手続きを行うにあたっての留意点等を説明し、適正な法人税等の申告が行われることを目的に開催する。

③ 源泉部会講習会「知らないと損する！源泉所得税のポイント総整理」

源泉所得税の適正な徴収を行うため、改正税法の要点や経理事務において留意すべき事項等について、実務担当の資質向上を目的に開催する。

e-Taxのほか、eLTAxによる地方税の申告・納税の手続きの説明も行う。

・社会保険の内容を取り入れる。  
・会場参加に加え、オンライン開催を取り入れる。

④ 税務研修会

・税制改正のポイント

・「自主点検チェックシート」の活用

⑤ その他税に関する説明会・研修会・講演会・セミナー等

⑥ 税務に関する教材・資料の活用

全法連テキストを会員に配付するとともに説明会において研修テキストとして使用する。また、全法連輪転図書等を購入して会員に提供する。

⑦ 企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み

全法連作成の「自主点検チェックシート(国税庁の後援)」を各種説明会等の参加者に配付し、各企業での活用を依頼するなど企業の税務コンプライアンス向上に取り組む。

具体的施策としては、「税務研修会」等の中で1つのテーマとして開催する。

⑧ 租税教育活動

甲府税務署管内の児童・生徒を対象に、税の大切さを学んでもらうため、

甲府税務署の協力を得て、以下の活動を実施する。

・青年部会・女性部会主管による小学校での税金教室(対象校の拡大)

・青年部会主管による租税教育イベント

・「小学生の税に関する習字展」

・「税に関する絵はがきコンクール」(国税庁後援)

⑨ 甲府税務署・地方公共団体・金融機関と連携したe-Tax・eLTAxの普及促進など、事業者のデジタル化を推進する。

関係機関と連携し、e-Tax・eLTAxの普及定着を様々な機会に広く納税者にPRする。

⑩ 税の無料相談会の開催

東京地方税理士会甲府支部の協力を得て、会員・非会員を問わず、法人個人の税務全般に関する無料の税務相談会を開催する。

⑪ 「全国青年の集い」及び「全国女性フォーラム」への参加

全国の青年経営者、女性経営者が一堂に会し、租税教育のあり方や地域社会の健全な発展など、法人会の目指す目的達成のための情報交換や意見交換の場に代表者を派遣し、当会の事業活動に反映する。

(2) 税制改正提言活動(公1)

地域経済の担い手である中小企業の活性化と公平・中立・簡素な税制に関する提言を行うため、会員その他から税制に関する意見要望を汲み上げ、県連経由で全法連が取りまとめた「令和9年度税制改正に関する提言」を首長、議長に提出し、その実現を図る。

① 税制改正に関するアンケート等の実施及び要望書の提出

・全法連作成の「税制改正に関するアンケート」を全会員対象に実施する。

「税制改正に関するアンケート」への回答については、「法人会アンケート

調査システム」からの回答を推進する。

・ホームページにアンケートを掲載して広く一般からも意見を募る。

・アンケート結果の意見等を参考に甲府法人会の「令和9年度税制改正に関する提言」を作成して山梨県連に提出する。

② 法人会全国大会への参加

③ 税制改正事項の実現のための要望活動

・全法連において決定した令和9年度税制改正に関する提言の実現に向けて、管内自治体(6市1町)を訪問して税制改正要望活動を実施し、税制改正への協力を要請する。

④ 全法連が主催する「税制セミナー」への積極的な参加

(3) 広報活動(公1)

① ホームページ及び広報誌による租税関係情報の広報

ホームページの掲載内容の充実を図り、各種研修会等を会員および広く一般にも公開する。またマスコミ等も活用し、研修会等の募集案内を行う。

② 「甲府法人会たより」の発行

税に関する情報や公益事業活動を中心に編集した広報誌「甲府法人会たより」を年4回発行する。

③ 各種イベントなどを利用した広報活動

税についての理解と啓発を促すために、「税金教室」や「青少年育成体験教室」等を利用する。

④ ラジオ広告等の利用

ラジオ広告などを利用して、「税を考える週間」等の周知、e-Taxの利用促進、確定申告の早期手続きについてPRする。

⑤ マス媒体などを活用した法人会の周知活動

SNSの活用などを通じて、法人会を広く経営者に周知を行う。

⑥ 屋外広告看板設置による法人会のPR

# 甲府法人会たより

## 2. 地域社会貢献事業

### (1) 本会主管活動(公2)

① インターネットセミナーの利用推進  
甲府法人会のホームページから視聴可能

② 福祉施設等への寄贈活動

(2) イベントなどを利用した税の啓発活動の実施

① 税金教室 等を利用する。

② 青少年向けの体験教室を活用する。

・県連と4単位会共催の「サッカー教室&税金教室」・「バスケットボールクリニック&税金教室」

(3) 広く一般を対象とした講演会等の開催

① 企業経営に関する研修

② 企業の事務合理化を図るためのセミナー

③ スキルアップセミナー等

(4) 山梨県連主催の講演会・研修会・セミナー等に参加協力

甲府法人会として参加者の募集協力を行う。

① 新春講演会

② その他

(5) 青年部会・女性部会主管活動(公2)

① 福祉施設等への寄贈活動

② 富士山クリーン作戦への参加

③ 福祉施設への慰問活動

## II 収益事業等

### 1. 収益事業

(1) 不動産賃貸関係(収1)

① 公益目的事業の財源を確保するため、自己所有資産である甲府法人会館の一部および駐車場の賃貸、会館の維持管理運営

② 空室への入居者確保

③ 登録有形文化財である甲府法人会館の見学希望者への対応

④ 山梨県フィルムコミッション等への協力

## 2. 会員支援事業等

### (1) 福利厚生関係(他1)

全法連が取り組む「ネクストチャレンジ100」更なる飛躍を目指して「キャンペーン」について、甲府法人会においても法人会福利厚生制度協力3社と連携して積極的な推進を図る。

#### 〈具体的推進施策〉

① 役員を中心に法人会福利厚生制度の紹介運動を展開する

② 「経営者大型総合保障制度」の役員企業加入率70%と法人会福利厚生制度商品の収入保険料前年対比100%以上の確保を目指す

③ ブロック役員会や事務局の外訪活動を通じて、会員増強とあわせた制度の推進

④ 青年部会・女性部会と連携した推進

⑤ 法人会福利厚生制度協力3社と連携した推進

⑥ 機関誌「甲府法人会たより」を活用した制度の周知

⑦ 法人会新規入会先に対する法人会福利厚生制度の紹介を行なう

・「新入会員歓迎研修会・交流会」を活用

(2) 会員の支援・増強関係(他2)

組織の充実強化を図るため、会員の増加を目標として、地域単位、業種・業界単位の活動を推進し、組織力の更なる強化を図る。

#### 〈目標〉

正会員数の純増を目標とし、役員・支部役員が1人1社以上を獲得して正会員3,000社の回復を目指す。

#### 〈具体的施策〉

① 9月から12月を「会員増強月間」と設定し、新規加入会員増強運動を実施

② ブロック役員会及び研修会を継続実施し、会員増強目標の認識を共有

③ 説明会・研修会等に参加の未加入法人に対する積極的な加入勧奨

④ 税務当局及び会員間の交流会の実施

税務当局との相互信頼関係の強化とコミュニケーションの醸成及び会員間の異業種交流を目的に交流会等を開催する。

⑤ 新入会員を対象に「新入会員歓迎研修会・交流会」を開催し、税務等の研修会や交流会を行なう

⑥ 税理士会への会員獲得協力要請を実施

⑦ 法人会福利厚生制度協力3社との連携を強化し、制度の推進とあわせた加入勧奨

⑧ 事務局の外訪活動による加入勧奨

⑨ 賛助会員の加入勧奨

⑩ 既存会員の退会防止

退会申し出先には、加入推奨者、支部役員、事務局等が連携して会員継続の交渉を行う。

⑪ 他県の法人会員が甲府法人会管内に転入した際の加入勧奨

⑫ 甲府法人会管内の会員が県外等に転出した際、全法連を通じて情報を提供

⑬ 支部・ブロック体制の検討

⑭ インターネットセミナーの利用推進

甲府法人会のホームページからアクセスし、会員はパスワード等を入力することにより全てのセミナー内容が視聴可能。

⑮ 自主点検チェックシートの活用

税務コンプライアンス向上のため全法連が作成している「自主点検チェックシート」の活用を促進する。また会報・ホームページを活用した周知を図る。

税務署に提出する「法人事業概況説明書」の「社内監査」欄に「自主点検チェックシート」を実施している旨を記入できるようにしている。「自主点検チェックシート」の活用は法人会加入のメリットにも資するため、加入勧奨に活用する。

(3) 青年部会・女性部会活動の活性化

部会独自の活動をはじめ、本会の活動の執行機関としての役割を果たすとともに

に法人会活動の活性化を図る。

① 部会員の拡大、部会員相互の親睦を図る事業等の開催

② 租税教育に力を入れるとともに、講師を担当する部会員の育成

③ 施設などの訪問を通じて女性部会活動の披露と法人会のPR

## III 会務運営事業 (法人会計)

### 1. 各種会議の開催

(1) 定時総会、理事会、正副会長会

(2) 総務委員会、広報委員会、税制委員会、研修委員会、厚生委員会、組織委員会

(3) 源泉部会、青年部会、女性部会の各役員会

(4) ブロック(支部)の役員会

2. 公益法人制度への対応

3. 外部団体との連携

(1) 甲府税務署等が主催する課会議への出席

4. 全法連主催の行事への参加

(1) 講演会・セミナー

① 全国大会記念講演会(茨城大会)

② 全国女性フォーラム記念講演会(埼玉大会)

③ 全国青年の集い記念講演会(島根大会)

④ 税制セミナー

⑤ 事務局セミナー

5. 全法連事業及び県連事業への協力等

(1) 全法連事業

① 全法連が主催する諸会議への出席

② 法人会アンケート調査システム登録者増加への協力

③ 「いちごプロジェクト」(節電への取り組み)と「食品ロス削減」の周知に協力

④ 「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の推進

(2) 県連事業

① 県連が主催する諸会議への出席

6. 事務局強化

(1) 事務局職員のレベルアップ

法律相談

労働時間の考え方



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋 俊仁

Q1

当社では、就業規則上の始業時刻より前に整備や清掃を行っていますが、これらの活動は業務に付随するものとして賃金が発生しますでしょうか。

Q2

始業時刻よりも前に行うラジオ体操については、業務に付随するものとはいえないようにも思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

A

御質問の二つのケースについては、いずれも労働時間（労働基準法32条）における活動といえるのか否かがポイントになります。

委任契約や請負契約では委任事務の処理や仕事の完成について報酬が発生するのに対し、雇用契約は、「労働に従事」（民法623条）したこと、いわば業務に服する時間を提供したことについて賃金が発生するものですから、労働時間をどのように考えるのかは本質的に重要です。しかし、法律は「労働時間」を定義していませんので、

判例法理を確認していく必要があります。

Q1、Q2では、始業時刻より前に整備や清掃、体操が行われており、いずれも就業規則上のいわゆる所定労働時間外の活動ということになります。そのことから、労働基準法上の「労働時間」に該当しないということができるといえる。この点、就業の準備や後始末などの周辺の労働時間については、明らかに労働とみなされる中核的労働時間とは区別し、就業規則や労働契約等の約定により「労働時間」といえるのか否かが決まるとする見解もあります。過去には同趣旨の判示をする下級審判例も見られました（東京高判昭和56年7月16日の日野自動車工業事件など）。

しかし、いわゆる三菱重工長崎造船所事件（最一小判平成12年3月9日。以下「平成12年判例」といいます。）において、最高裁判所は、労働基準法上の「労働時間

該当するか否かは・・・客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのみかんにより決定されるべきものではない。」と判示し、上記のような見解を採用しないことを明確にしました。

そうすると、Q1、Q2の各活動が、始業時刻より前に行われる旨就業規則に定められ、あるいはそのような慣行があったとしても、そのことのみからこれらの労働時間該当性を否定することはできないということになります。

それでは、客観的な労働時間該当性というのは、具体的にどのような基準で判断されるのでしょうか。平成12年判例は、「労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるかどうか」により定まるとしています。先に述べたとおり、雇用契約は「労働に従事」したことに對して賃金が支払われるものですが、「労働に



税務相談

少額減価償却資産の特例の基準額の見直しについて



東京地方税理士会 甲府支部

税理士 立川 大海

令和7年12月19日に、与党（自由民主党・日本維新の会）より「令和8年度税制改正大綱」が公表され、同月26日に閣議決定されました。

物価高への対応として、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設し、中所得者に配慮して所得税の課税最低限が178万円に引き上げられました。法人税に関して、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されるほか、租税特別措置法等の適正化の観点より、賃上げ促進税制の見直し、研究開発税制の強化等が行われます。

この記事では、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金

算入の特例（以下「少額減価償却資産の特例」という。）の改正内容及び注意点について、確認していきましょう。



1. 制度内容

30万円未満の資産については一括経費計上ができる、というものは多くの中小企業経営者は馴染みのある税制かと思えます。制度内容として、青色申告法人である中小企業者等が、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得して事業の用に供した場合、一定の要件のもと、その取得価額に相当する金額を損金に算入できるといふものです。

2. 現行制度との比較

少額減価償却資産の特例は左記の表の通り改正がなされます。期限の延長、対象資産の取得価額の引き上げ、対象法人の縮小化です。

	改正前	改正後
要件	青色申告書を提出する中小企業者等であること	改正なし
手続き	取得価額相当金額を損金経理し、確定申告書に明細書の添付をすること	改正なし
年間上限	取得価額合計が年間300万円に達するまで	改正なし
適用期間	令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで
対象法人	中小企業者等（適用除外事業者を除く）で常時使用する従業員数が500人以下	中小企業者等（適用除外事業者を除く）で常時使用する従業員数が400人以下
取得価額	対象固定資産の取得価額が30万円未満	対象固定資産の取得価額が40万円未満

3. 改正に係る注意点

今回の改正は令和8年4月1日施行されるため、3月決算法人以外については、同一事業年度内において、改正前後での取り扱いが異なることとなります。2の比較表の通り、令和8年3月31日までに減価償却

4. 消費税等の経理処理と償却資産

税への影響

今回の改正により取得価額が10万円引き上げられましたが、ここでいう取得価額とは、法人が適用している消費税等の経理処理方式に応じた価額により判定します。税抜390,000円のパソコンの購入をした場合の例が左記の通りです。税抜方式による経理処理の方が、節税効果を得やすいということがわかります。

経理方式	税抜経理	税込経理
取得価額 (税率10%)	390,000円	429,000円
40万円未満	該当	非該当
特例適用	適用可能	適用不可能

取得価額	処理方法	償却方法	償却資産税の申告
10万円未満	少額減価償却資産	取得時に全額損金算入	対象外
10万円以上 20万円未満	一括償却資産	3事業年度にわたり 均等償却	対象外
10万円以上 40万円未満	少額減価償却資産の特例	取得時に全額損金算入	対象
40万円以上	固定資産計上	耐用年数に応じ償却	対象

少額減価償却資産の特例は取得価額が40万円未満のものに適用されますが、取得価額に応じて処理方法が異なります。この処理方法により、法人税だけでなく、地方税（償却資産税）にも影響を与えるため、簡単に説明をしていきます。

償却資産税の申告上、少額減価償却資産の特例を適用させた減価償却資産は申告対象となります。しかし、取得価額が20万円未満のものにつき、取得時に全額損金算入させるのか、3年で均等償却させるのかで、償却資産税に影響が出てくるため、より節税効果が見込まれる処理方法を選択しなければなりません。償却資産税の申告上の取得価額も法人の消費税等の経理処理方式に応じた価額での申告となるため、ここでもやはり税抜経理が有利となります。

※令和9年度の償却資産税の申告より免税点が150万円から180万円へ引き上げられます。



## 税 国税職員採用募集

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

各試験区分	国税専門官 (大学卒業程度の方 令和8年度は申込終了)		税務職員 (高校卒業程度の方)	国税庁経験者 (大学卒業後8年以上経過の方)
	A区分(文系)	B区分(理系)		
受験資格	1 21歳から29歳の者 2 21歳未満で、次に掲げる者 (1) 大学を卒業した者及び翌年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が上記(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 受験する年の4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算してまだ3年を経過していない者及び翌年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	受験する年の4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	2月下旬開始		令和8年6月12日(金)～6月24日(水)	7月下旬開始
1次試験	5月下旬		令和8年9月6日(日)	10月上旬
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	6月下旬～7月下旬 人物試験、身体検査		令和8年10月14日(水)～10月23日(金) 人物試験、身体検査	11月上旬又は中旬 人物試験
3次試験				12月上旬又は中旬 総合評価面接試験
採用案内パンフレット				

ご存じ  
ですか!?

売り手も買い手もスッキリ楽々!!

# 「デジタルインボイス」

PDFの請求書は「デジタルインボイス」ではありません!

## デジタルインボイス?

うちの会社は、請求書をPDFにしてメールで送っているけど…?



それは、電子インボイスですね。

デジタルインボイス(<sup>ペポル</sup>Peppol)は、請求情報を、売り手側のシステムから買い手側のシステムに対し、人手を介することなく、直接データ連携し自動処理される仕組みのことです。

すべてデータでやりとりされるため、紙やPDFの請求書で必要だった様々な処理が不要となり、売り手と買い手双方の経理業務の自動化・効率化が期待されます。



紙のインボイス

電子インボイス  
(PDFやExcelデータのメール送付)

デジタルインボイス  
(Peppol)

売り手  
(発行)

請求書の  
印刷や封入  
が手間  
郵送費も…



請求書が  
データで  
送れる  
でも買い手  
側は…



請求書が  
データで  
送れる  
買い手と異なる  
システムでもOK!



デジタルインボイスで



買い手  
(受領)

入力処理が大変  
入力ミスも…



自動処理が  
可能となり  
手入力が必要!  
売り手と異なる  
システムでもOK!



売り手も買い手も  
業務が効率化!

※この案内において「デジタルインボイス」として記載されている内容は、Peppolに対応したデジタルインボイスを前提としています。

## 既に導入済の企業もあります!

デジタルインボイス導入済事業者の活用事例により導入のメリット等をご確認いただけます。

デジタルインボイス活用事例はこちら →  
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/case>



## デジタルインボイス導入までの流れ

導入をご検討の際は以下のステップをご確認ください。



STEP  
01

### デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の確認/導入

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。対応していない場合は、対応したサービスを導入いただく必要があります。

デジタルインボイス対応済サービス

※デジタルインボイス対応済サービスについては、下部に記載のEIPAホームページにてご確認ください。

STEP  
02

### ペポル「Peppol ID」の取得

利用開始に当たっては、デジタル庁に認定を受けたPeppolサービスプロバイダから「Peppol ID」を取得する必要があります。取得方法は、ご利用のサービスによって異なりますが、導入しているデジタルインボイス対応済サービスを通じて取得することが一般的です。

Peppol ID

STEP  
03

### 取引先のPeppol IDの収集・取引先への案内

デジタルインボイスを取引先へ送信するためには、取引先のPeppol IDが必要となります。また、送付開始に当たっては、取引先への送付方法の変更の案内等を行った上で、開始するのが一般的です。デジタルインボイスでの請求書の受領を希望する場合は、請求元へ自社のPeppol IDを伝える必要があります。

取引先のPeppol IDの収集

取引先への開始案内



### 30社以上の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応！

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。



デジタルインボイス(Peppol)対応済サービスはこちら →  
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/service>



### デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の導入は、デジタル化・AI導入補助金の利用もご検討ください！

中小企業・小規模事業者がデジタル化に活用できる補助金です。



<https://it-shien.smri.go.jp/> ← 「デジタル化・AI導入補助金(旧:IT導入補助金)」ホームページはこちら

国税庁は、事業者の皆様の業務のデジタル化促進に向けて取り組んでいます。

国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進」特設ページはこちら →  
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jigyousyadx.htm>



## 山梨県からのお知らせ

### 法人県民税法人税割の超過課税について

山梨県では、社会福祉の充実及び教育文化の振興を目的として、中小法人等を除く法人に対し、昭和51年度から法人県民税法人税割の税率の特例（超過税率）を実施しています。

社会福祉と教育文化の一層の充実に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

#### ◎超過課税の概要

**税率** 1.8%（令和元年9月30日以前に開始する事業年度については4.0%）

**適用期間** 令和13年3月31日までの間に終了する事業年度分

**適用法人**

- ・資本金（出資金）が1億円超の法人
- ・資本金（出資金）が1億円で、従業者数が300人超の法人
- ・保険業法に規定する相互会社



#### ◎超過課税を活用して推進する事業

少人数教育の推進や介護待機者ゼロ社会の実現に向けた事業等に活用しています。

**少人数教育の推進** ・小学校1～6年生に25人学級を導入するために増員する教員人件費

**介護待機者ゼロ社会実現**

- ・地域密着型特別養護老人ホームの整備への助成
- ・短期入所生活介護から広域型特別養護老人ホームへの転換等に伴う県負担額

#### 【問い合わせ先】

- ◆ 超過課税の仕組みに関すること 総務部税務課 TEL：055-223-1386
- ◆ 超過課税の活用に関すること 総務部財政課 TEL：055-223-1384

### 自動車税は納期限までに納めましょう

今年の納期限は

6/1月です



簡単・便利な  
キャッシュレス納付のご利用を!



詳しい情報は  
こちらのサイトから



<https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/jidoshazei.html>

新入会員紹介 (令和8年1月～3月)

(順不同・敬称略)

株式会社 三之将工業

代表者：永沢 将信  
業種：安全施設設置工 (区画線・標識)  
住所：甲府市羽黒町 5-12  
TEL 090-4015-0590

恭永運送 有限会社

代表者：西野 尚 業種：運送業  
住所：南アルプス市徳永 1584-3  
TEL 055-285-4411 FAX 055-285-4412

株式会社 エイトカンパニー

代表者：饗場 秀樹 業種：建設土木  
住所：甲斐市龍地 556-1  
TEL 0551-30-9062 FAX 0551-30-9063  
URL : <https://eight-company.com>

新津 希美子

業種：生命保険業  
住所：甲府市徳行 3-7-6 明治安田生命 国母営業所  
TEL 055-228-8971 FAX 055-232-4514

税に強い経営者が  
次世代を支える！

甲府法人会  
ホームページ

法人会  
に入りませんか？

お問合せは、甲府法人会事務局へ TEL : 055-237-7774



浄財を渡す雨宮女性部会長 (中央) と岸本監事 (右)

社会貢献の一環として女性部会では、年間を通して行事開催の際に募金活動を行い、部会員から多くの浄財が寄せられました。  
寄せられた浄財は3月16日に雨宮女性部会長、岸本監事が山日YBS本社を訪問して、公益財団法人山日YBS厚生文化事業団に寄託しました。

女性部会員から  
寄せられた浄財を寄託

研修会等予定

●新設法人説明会

5月26日(火) 甲府法人会館

【内容】・設立にともなう手続きと税金の申告・納税について

・日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて

・源泉徴収事務について

・キャッシュレス納付について

・事業者のデジタル化促進について

●令和8年度 源泉部会講習会

「知らない」と損する！

源泉所得税のポイント総整理

(第1回)

6月11日(木) アピオ甲府タワー館

【内容】・源泉所得税の概要

・給与・賞与の税額計算

・キャッシュレス納付について

・所得税関係の改正

●決算法人説明会

6月19日(金) 山梨県立青少年センター

【内容】・法人税についての注意点

・消費税についての注意点

・源泉所得税についての注意点

・キャッシュレス納付について

・事業者のデジタル化促進について

発行所

公益社団法人 甲府法人会

広報委員長 太田 丈三

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 0551-23717774

株式会社 峡南堂印刷所

令和8年4月20日

印刷所



日本バレーは世界最高峰へ。

SVSP-2024-278

# 大同生命がつなぐ バレーボールの未来。



大同生命SV.LEAGUEを応援しています。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

その安心で、企業とともに未来をつくる。

多摩支社/甲府営業所

〒400-0858 甲府市相生1丁目2番31号 TEL055-232-6411